



## 掲載内容

**巻頭エッセイ** 里親が夫婦でなくてもなれることは  
知りませんでした \*p.1

里親家庭の体罰 児童虐待防止法・児童福祉法が改正されました  
しつけと称しての体罰も禁止です \*p.2～

ユニークな活動のご紹介「あかし里親100%プロジェクト」に取り組む明石市 \*p.4～  
体験談をシェアしよう! ⑪ 実子のいない里親 \*p.6～

数字でみる里親制度 ④ \*p.8～

戦後里親制度の変遷 ⑤ \*p.10～

読者で作るコーナー ⑪ 里子のお年玉 \*p.12

ホットトピックス \*p.13～

おすすめの本「養子縁組の再会と交流のハンドブック—イギリスの実践から」  
「養子縁組を考えたら読む本～これから親になるあなたに知って欲しい20のこと」 \*p.16

## 巻頭 エッセイ

# 里親が夫婦でなくてもなれることは知りませんでした

シンポジウム『性の多様性と家庭養護—子ども、地域、行政をつなぐ』参加者の感想

石川県立看護大学看護学部 講師 三部 倫子

2019年6月22・23日の2日間、シンポジウム「性の多様性と家庭養護」を金沢市で開催し、研究者、行政、一般社団法人、里親、民間NPOそれぞれの立場から、里親制度のあり方と今後について意見を交わしました。本シンポジウムでは、人びとを「LGBT<sup>注</sup>」と「LGBTではない人」と分類するのをいったん脇に置くことにしました。誰を好きになり、誰と人生を歩むのか（性的指向）や、自分にとってしっくりくる性別で生きること（性自認・性同一性）は全ての人（子どもたち）にかかわることだからです。

タイトルは、参加者が残してくれた感想です。「夫婦でなければ里親になれない」という誤解は、「同性カップルやトランスジェンダーは（もちろん）里親になれない」という勘違いにもつながっていきます。つまり、私たちは結婚した夫婦のもとで子どもを育てる「家庭」というモデルを、里親家庭に投影してしまっているといえます。

多くの研究や海外の実践から、養育者の性別は子どもの発達に関連がないことが明らかにされています。にもかかわらず、未だに異性カップルのもとで育てることが子どものためになる——はっきり言うと、同性カップルやトランスジェンダーのもとで育てることは子どものためにならない——という物言いを耳にすることがあります。しかし、この「子どものため」という議論そのものが、家庭における多様な子どもたちをなきものとしてきたのを忘れてはならないでしょう。

シンポジウムでは、性別違和のある子への対応ができ

ないとして、児童養護施設から（虐待をした）家庭に戻されたという子どもの事例や、性的指向にかかわらず里子のありのままを受けいれようとした里親の経験が共有されました。アメリカ合衆国では、若年層の路上生活者の半数がLGBTだとする報告もあります。性のあり方が多数



▲ 三部 倫子さん

派と異なる、それだけの理由でたくさんのお子もたちから家庭が奪われているという事実があるのです。

親にカミングアウトして家を追い出され、児童養護施設にも里親家庭にも居場所がない子ども達の行き先が路上であっていいはずがありません。子どもたちのために多様な性を前提とする社会をつくるのが、私たちの責務といえるでしょう。

注) LGBT: レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった性的マイノリティの総称。レズビアンは女性として女性が好きな人、ゲイは男性として男性が好きな人、バイセクシュアルは男女両方・もしくは好きになる人の性別が決まっていない人、トランスジェンダーは、生まれたときに与えられた性別に違和を感じ、自らがしっくりくる性別へと移行する人を指す言葉。

石川県立看護大学講師。お茶の水女子大学大学院修了、博士（社会科学）。著書『カムアウトする親子—同性愛と家族の社会学』（御茶の水書房、2014年）。その他、論文多数。

# 里親家庭の体罰

児童虐待防止法・児童福祉法が改正されました

しつけと称しての  
体罰も禁止です

日本社会ではしつけと称した体罰を容認する傾向がありますが、ここに来て体罰を禁止する動きが出てきました。里親家庭においては、虐待を経験した子どもたちも多く暮らしていますから、こうした問題に一層敏感になる必要があるでしょう。養育の質を見直すよい機会だともいえます。(木ノ内博道)

## ◆ しつけに際しての体罰禁止、里親にも

虐待やしつけと称しての体罰による子どもの死亡事件が相次いでいます。痛ましい事件をなんとかできなかったのか、世論の高まりから、今年6月、体罰禁止を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立しました。一部を除き2020年4月から適用されます。これは実親によるものだけでなく里親によるものも含まれます。

## ◆ 一般家庭での体罰

ところで、一般家庭で、しつけと称した体罰はどのくらいあるのでしょうか。国際NGOセーブ・ザ・チルドレンの調査を紹介します。

この調査は2018年2月に『子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査』として発表されました。2万人を対象にしたこの調査によると、体罰について「決してすべきではない」は43.3%にとどまり、「積極的にすべきである」(1.2%)、「必要に応じてすべきである」(16.3%)、「他に手段がないと思った時のみすべきである」(39.3%)と、それぞれ程度は異なるものの体罰容認派が56.7%を占めました。

また、子育て中の人に、子どもをたたいたことがあるか聞いたところ、「日常的にあった」(1.9%)、「時々あった」(37.0%)、「1～2回あった」(31.2%)で、「全くなかった」は29.9%にとどまりました。

しつけのために体罰は必要なものという意識が広く日本社会に浸透しているようです。里親家庭も一般の家庭ですから、体罰容認の里親がいる可能性は低いといえます。

## ◆ 体罰以外の行為

ともすると体罰だけに注目が集まっていますが、それ以外の行為についてはどうなのでしょう。

養育中の親が過去3か月の間にしつけのためにしたことで、体罰以外で最も多いのは「怒鳴りつける」(“日常的にあった”“時々あった”“1～2回あった”の合計58.2%)。次いで「にらみつける」(同

44.9%)、「屋外やベランダに出す」(同25.8%)、「長時間、子どもを無視する」(同19.2%)、「ダメな子だ」といって(同14.2%)となっています。里親であるあなたはいかがでしょう。

またこの調査では、「回答者が子どもの頃に親や身近な大人からたたかれたことがありますか」という質問をしています。子どもの頃たたかれた経験と養育に際してたたかたことの容認には強い相関がみられました。ということは、社会から体罰をなくしていくには非常に長い年月の取り組みが必要だ、ということになります。

## ◆ 里親家庭で育った子どもの体罰についての意識

では里親家庭はどうなのでしょう。里親ではなくそこで養育された子どもたちがどう感じたのか、調査を紹介します。

早稲田大学大学院の中川友生氏が「代替的家庭養護(里親家庭)に育つ子どもの体罰等に関する意識——元里子へのインタビュー調査」を『子どもの権利の新たな地平』(第30号・日本評論社発行・子どもの権利条約総合研究所編集)に寄稿しています。

この調査は里親家庭で暮らしたことのある5名(平均年齢24.8歳)へのインタビューによるものです。

### ① 里親家庭で育ったことについてどう思うか

委託期間の長さに関係なく、実親家庭でできなかった多様な生活経験や社会技術の習得ができたこと、里親家庭に愛情をもって迎えられ措置解除後も家庭関係が継続していることなど、里親と里親制度への深い感謝が語られた、と中川氏はインタビューの結果をまとめています。

### ② 里親からの体罰

5名のうち4名が里親からの体罰(身体的暴力、精神的暴力)を経験していました。身体的暴力は軽微なものから現在まで後遺症として残るものまでさまざま。具体的には、ゲンコツで殴られた、平手打ち、小突かれる、正座をさせられた、など。

精神的暴力については、言語的暴力、夫婦げんか、他の里子への暴力場面の暴露、外部との交流の制

限など。具体的には、脅しや暴言、配慮のない真実告知、未熟な生活技術への嘲笑、他の里子への暴力の暴露、激しい夫婦げんかの暴露など。

### ③ 家庭養護特有の精神的暴力

さまざまな体罰の形態のなかでも、身体的暴力より家庭養護特有の精神的な暴力に子どもたちは傷ついていました。とくに里親家庭からの措置変更を想起させる「施設へ返す」という言葉に関して子どもたちは強い不安を感じたようです。

また、「両親とケンカしていたら突然うちの子ではないと途中でいわれた」など配慮のない真実告知をされた人もいました。

さらに、実親家庭で経験できなかったために未熟であった生活技術や社会性のなさを揶揄されたことも記憶に残るつらかった経験だと語る人もいました。

### ④ 体罰など不適切なしつけについて

体罰を受けた理由については、自分がわるいことをした、しつけのためと感じていた、と思っていたようですが、同時に、体罰が使用された理由に関わらず里親の体罰などによるしつけや感情的な言動は不適切な行為であるということも理解していた、といます。

里親から暴力をとまわらない対話を主としたしつけや指導をうけた時には、素直に受け入れ、怒られたというより学ぶことができた肯定的な感情をもち、里親家庭での安心した生活につながった、とされています。

### ⑤ 体罰をうけた際の否定的な感情とその変化

子どもたちは里親から体罰などをうけた直後、その目的がいかなる理由であっても恐怖や理不尽さを感じ、里親への不信感をうんでいた、と調査をした中川氏はいっています。なかには、体罰などが里親への不信感となり措置変更につながった事例もあったとのこと。

体罰をうけた直後の行動としては部屋にこもるなどの逃避行動が多くみられ、反抗的な感情が強くなって里親への暴力におよんだ事例もあったということです。

体罰をうけた時の感情として「否定的な感情」としては“怖かった”“理不尽に思った”“里親への不信感をもった”“本心がいえなくなる”“怒り反抗的な気持ちになった”“他の子どもへの暴力をとめら

れなかった無力感”など。「肯定的な感情」としては“愛情をもって育ててくれたと感じる”“真剣に叱ってくれて感謝している”など。

ところで、体罰をうけた直後の否定的な感情は、成長してどう変化したのでしょうか。里親が愛情や真剣な養育のためにとった行為であり、いまは感謝しているという肯定的な感情への変化が複数みられた、としています。また、体罰をうけたことから否定的な感情と肯定的な感情が混在している人もいたようです。

### ⑥ これからの子育てで体罰を容認するか

「一般的な家でも親から子への体罰があるのだから、養育には暴力のともなう厳しさも必要である」と当事者である子どもたちは理解したようです。そして、自らの子育てにおいても積極的ではないが子どもへの体罰は容認するとした人がいた、里親の体罰容認が子どもの体罰容認に影響を与えていた、と調査をした中川氏は話しています。

### ⑦ 里子の悩みの相談・支援の仕組みについて

「しんどい思いはしたが、悩みについてはどこにも相談しなかった」など、生活上の悩みはあったものの里親や児童福祉司、関係機関などに相談することなく自らで解決をしていたといっており、悩みの相談先がないと感じていた子どもも複数あったということです。

若者たちの意見としては「児相への相談はやめた方がいいかな、と思う。連れて行かれるんじゃないかという恐怖心があった」「多少のことをされても里親家庭にいらればいいと思う」など措置変更をとまわらずリスクを考えると体罰などの不適切な養育を我慢する、という判断になってしまうようです。

なお、調査の対象となった5人には「子どもの権利ノート」や既存の相談機関の利用はなかったとのこと。

### ⑧ 家庭で安全に成長するために必要なこと

子どもたちが安全な養育環境を確保するには、どうしたらいいのでしょうか。「第三者の視点が入ること」、「里親以外の他者とのつながりができるためには開放的な家庭環境が必要である」、「里親が子どもの立場になって考えてほしい」、「養育者は愛情と体罰は別のものであることを理解してほしい」、などの意見があったと中川氏は話しています。

## 「あかし里親100%プロジェクト」 に取り組む明石市



▲ 明石子どもセンター全景

今年4月に明石子どもセンター（児童相談所）を開設し、全国に先がけて「さとおや課」を設置した明石市を訪ね、さとおや課長の伊藤丈泰氏にお話を伺いました。（木ノ内博道）



▲ さとおや課職員の皆さん

### ● 明石市が目指すまちづくり

明石市が目指すのは、「子どもを核としたまちづくり」です。そのポイントは、①すべての子どもたちを（支援の対象にする）、②まちのみんなで（親だけの責任にしない）、③子ども目線で（子ども一人ひとりに寄り添う）、④本気で応援（予算の範囲内と考える）の4つです。

そして、総合的な子ども支援として、「子育てを応援」、「学びを応援」、「早期の気づきと支援」、「寄り添う支援」、「虐待防止や社会的養育の充実」などのテーマに応じてさまざまな施策を展開しています。

### ● 明石子どもセンターの特徴

基礎自治体の児童相談所だからこそのメリットを発揮していきたいと思っています。それは、すべての子どもに対して「漏れなく」「最適な支援を」「迅速に」届けていきたいということです。

具体的には、いわゆる児童相談所の機能だけでなく市町村の子ども家庭総合支援拠点としての機能も持つことで、早期の気づきによる虐待の予防から子どもの保護・支援、さらには家庭復帰後の地域での支援や児童養護施設などの退所後支援など、市の責任により一貫した支援をしていきたいと考えています。

### ● さとおや課の設置

明石子どもセンターには5つの課があり、職員は国の基準の約2倍の人数を配置しています。「緊急支援課」は虐待事案などに迅速に対応します。「子ども支援課」は子どもの養育にかかわる総合的な相談・支援を担当します。「子ども保護課」は緊急に養育が必要な子どもに安全で家庭的な環境を提供します。「総務課」はセンターの管理業務を担います。そして「さとおや課」は一連のフォスティング業務を行う課として、課長以下5人の職員が里親支援を担います。これまでに市内の里親家庭を1軒1軒訪問し、子どもの養育の状況や今後の受入の意向、必要としている支援などについてお話を聞きました。

### ● 「あかし里親100%プロジェクト」の取り組み

明石市として、里親推進の取り組みは児童相談所開設前の平成29年から始めています。すべての子どもたちが生まれ育った地域で暮らせるように「全28の小学校区に里親を配置する」「里親を必要とする乳幼児の委託率を100%にしよう」という目標を掲げて取り組んでいます。

これまでの幾つかの取り組みを紹介すると、まず「里親登録を増やすこと」。そのために市の広報紙での継続的な広報、里親募集のオリジナルポスターの掲出、市独自の里親相談会の開催、里親出前講座の開催、里親啓発のDVD制作などをしてきました。「市独自のきめ細かい里親支援」としては、まず、里親コンシェルジュによる支援があります。これは市の職員が手続きなどに同行したりするものです。研修受講時や初めての子どもを迎え入れる際の経済的支援、子ども関連施設利用の無料化、明石市職員の里親登録に向けた独自の休暇制度なども行っています。

里親相談会は事前予約不要で毎月開催していますが、これまで参加者がいなかった回はありません。年齢的には30代、40代の方が多いです。ポ

スターで見て広報紙にも載っていた、回覧板でも見た、掲示板にも貼ってあったというような複数ものを見て行動に移したという方が多く、相乗効果もあるのかなと思います。まだ小さなお子さんを養育中の方もいました。今日の午前中も相談会を開いたところ、里親をやりたいのはその方の子どもさんと、今日は来られないからということ代わりに80歳の親御さんが来られました。子どもに説明しなければならないのでと、熱心に質問もされていました。

### ● これからの重点的な取組

明石こどもセンターの開設と同時に、「あかし里親センター」も開設しました。昨年「あかし里親相談室」を週2回開設していましたが、これを専門のケースワーカーが平常駐する「あかし里親センター」（公益社団法人家庭養護促進協会に運営委託）に発展させたものです。里親開拓、里親希望者・里親に対する相談対応などを強化していきます。



▲ あかし里親センター 所長の橋本明さんと事務局員の岩田雪絵さん

二つめは「里親カフェ」の開催で、地域の人たちが里親を囲んで経験を聞いたり疑問に答えてもらうものです。まだ里親登録のない小学校区で重点的に開催していきます。こども食堂を全28校区で41か所開設していますから、ここで里親カフェを開いたりしています。

三つめは「ショートスティ里親」のリクルートです。「私でもできるかしら」など里親登録には心理的なハードルも高いですから、2～3日の短期専

門の里親を明確に位置付けて、長期の里親とは区別してリクルートしていきます。

季節里親や週末里親については「ボランティア里親」と呼んで、これまでも市民へ協力を呼びかけてきました。こちらは養育里親とは別で、家庭養護促進協会が行うガイダンスを経てなっただくもので、社会的養育者の入口としても期待されます。なお、ボランティア里親についても協会が必ず家庭訪問をして家族全員の理解があることなどを確認しています。

### ● 市内の児童養護施設、乳児院との連携

児童養護施設や乳児院との連携もさまざまに行っています。市の委託事業としては、①24時間子育て相談ダイヤル、②こどもそうだんダイヤル（こども本人からの相談を24時間受付）③アウトリーチ支援（要保護家庭への訪問支援、食事の配達など）をお願いしています。

里親推進に関しては、①市の里親相談会への対応、②施設の子どもと里親に関心のある方との交流事業（お餅つき大会の開催など）、③里親支援専門相談員による里親支援、④未委託里親の研修などをお願いしています。

### ● これからの抱負

明石地区里親会、あかし里親センター、市内の児童養護施設・乳児院などの関係者の方、そして地域の方の協力を得て、まずは今年度中に全28小学校区での里親登録を達成したいと思っています。また、里親家庭に対するきめ細かい支援を通じて、すべての子どもたちが安心して元気で暮らせるまちづくりを進めていきたいと思っています。

#### 取材後の感想

完成して間もない「明石こどもセンター」を案内していただきました。建物の新しさだけでなく、子どもの元気を核にまちづくりをしようとしている職員の熱気が感じられました。

基礎自治体の児童相談所として、市民の暮らしと一体化した子ども家庭福祉の大事さも感じました。

取材の際は、明石地区里親会の松山会長と家庭養護促進協会（あかし里親センター）の橋本事務局長も同席していただき、児童相談所と関係機関の密な連携も感じ取れました。お忙しいなか対応いただいた皆さん、ありがとうございました。

# 体験談を シェアしよう!

## 11 テーマ 実子のいない里親

今号のテーマは「実子のいない里親」です。里親のなかには実子のいない里親が数多くいます。実子がいないからこそ「子育てを経験したい」とこの世界に飛び込んだ方もいるでしょう。実子がいない＝子育て経験がないことは里親養育にどんな影響を与えるのでしょうか。また里親たちはそれにどう向き合い、乗り越えているのでしょうか。

### 課題の発見が遅れやすい

子育て経験がないことは里親としての養育をするうえで、どのような影響があるのでしょうか。

「子どものさまざまな問題に気づくのが、どうしても遅れがちになると思います」というのは里親A子さん。

A子さんは7年前里親登録をし、まもなく1歳8か月の男児D雄君を乳児院から受託しました。長い間夫婦だけで暮らしてきたので、受託当初A子さんは1歳も2歳もみんな同じように「赤ちゃん」に見え、可愛くて仕方ありませんでした。先輩里親から「(施設からきた子は)無表情の子が多い」と聞いていましたが、D雄君はちゃんと笑ったり、泣いたりするし、「表情はある」と思っていました。「あれ?」と思ったのは幼稚園に入ってから。同い年の子どもが一堂に集まり、一斉に同じことをする集団生活に入って初めて、周囲との違いに気づきました。

「幼稚園の子どもたち、みんなすごく生き生きしていて目が輝いているんです。D雄君とは笑顔が全然違う。表情が豊かってこういうことなんだ、これが本来の子どもの姿なんだと思い知りました」(A子さん)。実子がいたり、経験年数の長い里親は、

里親ひとりひとりの養育経験はささやかですが、いくつか集まれば貴重なノウハウになり、他の里親の養育にも生かすことができます。今回は「実子のいない里親」について考えてみました。3人の里母の貴重な体験をご紹介します。(船矢佳子)

この笑顔を知っているから「無表情」といっていたのでしょうか。あの目の輝きを見てしまったら、確かにそういう発言も理解できるとA子さんは思いました。

里親B美さんも同じような経験をしています。10年以上夫婦だけの生活をした後に里親登録し、4歳の男児E太君を児童養護施設から受託しました。

「E太君は体がぽっちゃりしているから少し運動させた方がいいでしょうね。今までの環境では体を動かす機会が足りなかったかもしれないので」。あるとき児相職員から言われてB美さんは驚きました。E太君は決して太っているわけではないし、B美さんは「普通」の体格だと思いこんでいたからです。

B美さんはその後、彼を水泳教室に通わせることにしました。見学用の保護者席からプールにいる何十人もの子どもたちを観察していると、E太君は確かにぽっちゃり型。むしろ「ぶよぶよ」した感じで、運動不足といった表現がぴったりの体格でした。「児相職員の指摘がなかったら、体格に注目して見ることもなく、何も気づかなかったと思います」(B美さん)。水泳を始めてしばらくするとE太君の体は引き締まり、「ぽっちゃり感」はなくなりました。このとき、B美さんは子育て経験のない自分には「気づけないことがあるんだ」と自覚したといいます。

### 不適切な関係でも「普通」と思ってしまう

実子のいる里親であれば、実子の養育経験を通して、普通(定型発達)の子どもを育ちがなんと



なくわかっています。でも実子のいない里親の場合、里子が人生最初の子育てになります。「里子との関係がどんなに不自然でおかしくても、それしか知らないから『普通』だと思いついでしまう。おかしいことがおかしいと気づけないんです」(B美さん)。

B美さんは受託当初、E太君からつねられたり、たたかれたり、唾を吐かれたことが何度もありました。里子の養育は大変だとさんざん研修等で聞かされていたので、「そういうものなんだ」「里親はこれくらい普通なんだ」と思ってしまいました。

里親C代さんは里親登録して3年目になります。約半年前に2歳になる女兒F菜ちゃんを受託しました。交流中は見せかけの「いい子」でしたが、一緒に生活が始まるとF菜ちゃんは態度が豹変し、暴力的な言動が出るようになってきました。C代さんを引っかいたり、たたいたり、物を投げつけたり。ところがC代さんもやはり「子どもだから、仕方ないのかな」「怒るのは大人げないのでは」「里親なんだから難しい子どもが来て当たり前」などと思ってしまい、なかなかF菜ちゃんに毅然とした態度がとれませんでした。

## 「普通」の子どもを知る

どうやら「普通(定型発達)の子どもを知る」ことが、キーポイントといえそうです。いったいどうすればいいのでしょうか。

A子さんは子どもの基本的な発達について学ぶ講座を見つけ、通うことにしました。たとえば「95%以上の子がこの年齢までに、この段階の発達課題をクリアしている」など具体的な数字を上げて、定型発達の子どもの像を教えてくれる講座です。「普通を知らなければ、問題の早期発見ができず、その分手当てが遅れてしまうと講師の方からも言われました」(A子さん)。基本的なものを知ればこそ、その比較で不自然なものにも気づけるのです。

B美さんはE太君の後に、長期や短期で何人かの里子を受託しました。その中に1人、0歳児がおり、

その子の成長を通して家庭で健全に育つ「普通の子ども」を知ることができました。

人によっては「普通」とか「普通でない」などというのに抵抗があったり、「他の子どもと比べるといい」と思うかもしれませんが、でもA子さんもB美さんも、大勢の「普通の子ども」たちと比べることで、里子の問題に「気づき」をもらえたのですから、必要なことだといっていると思います。

## 「なんとなくおかしい」を信じよう

里親は専門家のように話すことはできませんが、「なんとなくヘンだ」「どこかおかしい」という形で、大事なことに気づいていることが多々あります。ハッキリとわからなくても「なんとなく〜」の直感を、自分でも信じて大切にしたいものです。

C代さんはF菜ちゃんと公園を歩いている時、「ん?」と思う出来事がありました。たまたま散歩に来ていたよその人に「可愛いわね〜」とちょっと声をかけられただけで、F菜ちゃんがその人の方に寄って行ってしまったのです。「この慣れ慣れしさは何だろう?」とC代さんはF菜ちゃんの態度に違和感を覚えました。

知らない人に平気で寄っていく。この言動は愛着関係の問題の時、よく聞く話です。F菜ちゃんとの生活が始まってまだ半年ですが、C代さんは違和感という形ですでにその問題に気づき、里親仲間や支援機関など周りに相談しながら真剣に向き合い始めています。

一般の子育てと違い、中途養育で、かつさまざまな成育歴を持つ子どもが相手の里親養育。初めての子育てにしては相当難易度の高いところからのスタートになりますが、実子の経験がないからこそ、先入観なしの純粋な気持ちで養育に向きあえる良さもあるでしょう。無理なことは無理と受け入れ、足りない経験は別の形でカバーし、自分なりの養育を目指していきたいものです。

# 数字でみる

# 里親制度

# 4

福祉行政報告例を活用しましょう

社会的養護や里親制度の現状を知るには国が作成している「福祉行政報告例」が役立ちます。それらは地方自治体から収集されたデータなどであり、福祉に関するさまざまな統計データをアップしています。今回はそのデータの活用法について説明します。必要なデータに直接アクセスすることによって、統計データを積極的に活用してみてください。そして、数字を踏まえた発言によって制度を良い方向に変えていくよう発言していきましょう。(木ノ内博道)

## 検索してみる

福祉行政報告例は、福祉に関する非常に広範囲な、そして月次年次の統計がアップされていて、便利ではあるものの、データベースのなかから必要な情報にたどり着くには容易ではありません。ある程度の慣れが必要でしょう。

いくつかの検索方法がありますが、まずグーグル検索で「福祉行政報告例」と検索してみましょう。そうすると「福祉行政報告例・厚生労働省」がトップに表示されると思います。これをクリックすると、厚生労働省のホームページに行きます。ここには福祉行政報告例の調査の概要、調査の結果が表示されていて、調査の結果の項目のうち、「統計表一覧」をクリックします。すると「政府統計の総合窓口e-Statホームページ」へ移動します。e-Statは政府統計の総合的な窓口で、ここで福祉行政報告例にアクセスできます。

ここには福祉に関するさまざまな統計資料がアップされています。今回探索してみようと思っているのは「児童福祉」の分野ですから、カーソルをスクロールさせ、「児童福祉」の「年度次」をクリックしてみましょう。

多くのデータ項目が表示されたと思います。左側の表番号では1～61、そしてe1～e14があります。

1には「児童相談所における受付件数、性×都道府県－指定都市－中核市×経路別」があります。調査年月日などが書かれているので、この統計調査名をクリックしてみましょう。すると調査の概要が書かれています。また戻って、今度は右側の

「CSV」をクリックしてみましょう。エクセルの表が出てきます。これが2017年度に児童相談所が受け付けた件数です。このようにして必要な情報にたどり着くことができます。

## 里親関係の情報の探索

里親関係では50に「里親数、里親の種類×新規－取消別」があります。表名の示すとおりその年度の里親の数が、里親の種類、新規登録、取消をみることができますので、右側のCSVをクリックしてください。

次に51の「里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童数、里親の種類×解除の理由－変更別」のCSVをクリックしてデータをみてみましょう。委託された子どもの数を知ることができます。

このようにして、52には「里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童数、里親の種類、性×年齢階級別」として里親の種類別に委託されている子どもの数や年齢を知ることができます。

53には「里親数及び里親に委託されている児童数、都道府県－指定都市－中核市別」があります。こちらは都道府県（市）ごとの情報ですから、地元の事情を把握することができます。

さらに前の画面に戻って、左側に年度や調査内容によって必要な情報を入手できますから、前年度と比べてみたり、10年前はどうだったのか、などさまざまに比較検討して問題点や課題を把握することができるでしょう。



# 戦後里親制度の変遷⑤

## 秋田県里親会連合会の結成と新しい養育問題

草創期（敗戦前後～1950年代）

九州大学学術協力研究員 博士(教育学)

たなか ゆかこ  
田中 友佳子

### 結びつきのない「凧」とその揚げ主

1947年末に里親制度が発足した後、全国の登録里親数は1949年およそ4,000人から1955年16,000人を超えるまでに激増しました。前回の連載から注目している秋田県でも、1948年9月に里親第一号が誕生した後、1955年に250人を超えました\*1。里親制度が戦災孤児浮浪児対策として期待されたことや、制度発足前から実子でない子どもを預かっていた人々の登録などが、増加の主因といえます。

1950年代に入ると、里親の交流や、児童相談所との連携を求める声が徐々に大きくなっていきました。1953年12月、秋田県中央児童相談所は『里親通信』の発行を始めます。この中で、秋田県中央児童相談所長・工藤県蔵氏は、次のように述べています。

晴れた冬空に勇ましく凧が上っている。あっちにもこっちにも上っている。字凧に絵凧、奴凧もあれば烏賊凧もある。ところが上っている凧は一つ一つ自分の位置を占めてはいるが、お互い同志は繋りもなければ結びつきもない。いま全県には、百六十四の里親という凧が、気の毒な子供を育みながら児童福祉の空に勇ましく上っている。然しその凧同志には、矢張り結びつきもなければ繋りもない。それでいいのだろうか。殊に凧の安定性というものは、絶えずその上げ主としっかりした糸で連結されているところにある。一体里親に里子を委託したあと、児童相談所や児童福祉司という凧の上げ主が、いま迄どれ程しっかりした糸を張って居たのだろうか。ここにも反省すべき点がないだろうか。今度発行される『里親通信』はその意味で里親同志の連絡の広場であり、相談所や福祉司との提携の樞になってくれるものと信じている。\*2

さらに、秋田県里親協議会の場でも、「自主的な里親同志の会を持ちたい」との意見が出され、地区里親会の結成が試みられていきました。1953年10月に仙北里親会が結成されたのを皮切りに、中央部、県北、雄勝郡、湯沢市、横手市、平鹿郡と、翌年にかけて次々と地区里親会が結成されました\*3。

### 繋がる「凧」 秋田県里親会連合会の設立

実は、こうした動きは、全国組織の結成に影響を受けたものでした。1953年末に開催された関東甲信地区里親連絡会議で全国組織の必要性が提起され、1954年5月16日に宮城県仙台市で全国里親会連合会創立協議会（結成大会）が持たれました。全国児童福祉大会の前日に開催された結成大会に、里親会代表と厚生大臣など関係者約130名が集まり、全国里親会連合会の結成と、東京都里親会長・山田哲朗氏の会長選出が決定されました\*4。この場に秋田県代表として参加した仙北里親会副会長は、可及的速やかに都道府県単位の里親会を結成すべきという全国里親会連合会の方針を持ち帰ったのです\*3。協議が重ねられ、1954年12月、ついに秋田県里親会連合会発足に至りました。以下は、初代会長・佐藤忠俊氏による、会の趣旨説明です。

児童相談所で発行していた『里親通信』の第一号に「他人の子供を暖かく養育されている里親達は、灰色の冬空に高く輝やく凧の様なものだ。有難くも立派な存在だ。〔中略〕だがその凧は個々別々に位置を占めていて繋りがない。即ち心のアンテナがお互い張られていない。残念だ。」という意味のことを工藤所長さんが書かれていた。私も里親の一人としてこの言葉が妙に気になっていたが、今回凶らずも全県二百五十名の同志が盛り上がり、正しい里子養育のお互いのアンテナを張るために「秋田県里親会連合会」を誕生させたことは、洵に宿願の成就として万々才である〔後略〕。\*3

先の「凧」のたとえが用いられ、里親同士の「アンテナ」すなわち横の繋がりを強めたいという思いが伝わってきます。一方で、里親制度は里親だけが担うものではありません。『里親会報』には、県知事、厚生部長、福祉課長、政財界の篤志家などが寄稿し、様々な人々が里親会の活動を後押ししたことが分かります（資料5-1参照）。里親という「凧」が美しく空を舞うためにはどうしたらいいのか—今まさに、里親制度に携わる人々だけでなく、社会全体にこの問いが投げかけられているように思います。

## 新しい養育問題の登場

同じ頃、里親の子育て意識に変化が見られるようになります。里親の交流、研修や講習会、会誌などを通じて「正しい里子養育」を習得することが目指されるようになったのです。全国里親会連合会や秋田県里親会連合会が目的・事業に掲げたのは、里親相互の連絡協調、里親制度の啓発普及、委託費向上など制度の発展に加えて、「里親の養育技術の向上」でした。なぜ養育技術の向上が意識されたのか。その理由として、ホスピタリズムの登場や、里子の委託経緯の変化などが挙げられます。ホスピタリズムとは、家庭や母親から離され施設で育った子どもに、知的発達遅れや情緒障害、身体的特徴が見られるという学説です。児童精神医学者や社会事業家により提起されたホスピタリズム概念は、施設児童のイメージを創り出すとともに、

施設養育の「家庭化」を促す契機にもなりました。『里親会報』には、「制度創設当時多かった戦災孤児は殆んど少くなり、破壊家庭児、片親貧困家庭児、施設退所児等が多くなっている傾向」にあり\*3、里親委託児に「精神薄弱児（知的障がい児）」やボーダーライン層の「中間児」が含まれていると記されています。こうした子どもの心理や発達に注意しつつ、「科学的」に「愛情」を持って育てるという新たな養育規範を、里親は意識するようになりました。すなわち、里親の関心事は、戦災孤児をいかに飢えさせず義務教育を施すかということから、障がい児や非行少年など困難を抱える子どもの発達や心理をいかに把握し、自活を促すかということへと移っていったのです。この新たな課題に対する実践については、数回先の連載で掘り下げたいと思います。時代が前後しますが、今回は、全国に先駆けて県里親会を結成した鳥取県を取り上げます。

**資料5-1 秋田県里親会連合会結成を報じる里親会報。佐藤忠俊会長の就任挨拶の他、秋田県知事・池田徳治氏や県社会福祉協議会長で資産家・本間金之助氏の祝辞も寄せられた。**



### 引用文献

- \*1 秋田県里親会連合会  
(1956)『里親会報』第5号、  
1956年3月25日発行
- \*2 秋田県中央児童相談所  
(1953)『里親通信』No.1、  
1953年12月10日発行
- \*3 秋田県里親会連合会  
(1955)『里親会報』第1号、  
1955年1月25日発行
- \*4 全国里親功労者会  
「里親三十年の歩み編集委員会」編 (1980)  
『里親三十年の歩み』  
東京都児童福祉協議会

本稿はJSPS科研費17K13989の助成を受けたものです。

## 探しています ~里親・里子に関する古い資料や写真、当時を知る方~

昭和期の里親会報、活動記録、大会や研修会の資料、写真など、古い資料・写真の収集に努めています。また、当時を知る方にインタビューさせていただいています。ご存知の方やお心当たりのある方は、ぜひお問い合わせください。

お問い合わせ先 yukkan117★gmail.com (★を@に変えてご送信ください)  
〒819-0395 福岡市西区元岡744 九州大学イースト1号館E-B-210 人間環境学研究院・田中友佳子

# 読者で作る コーナー 11

読者が質問して読者が答えるコーナーです。

里親活動する上で気になっていることを質問としてお寄せください。また質問に対するご意見やアドバイスも募集します。どちらもメール、ファックス、手紙で「里親だより・読者で作るコーナー係」と明記してお送りください。また一部文章に手を加える場合がありますので、ご了承願います。今回は前号に掲載した質問に、以下の通りご意見が集まりました。他にもさまざまな考えがあると思います。あくまで参考例としてご活用ください。なお、いただいたご質問・ご意見はすべて取り上げるとは限りません。(船矢佳子)

Mail info@zensato.or.jp FAX 03-3404-2034  
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

## ●里子のお年玉

**Q** お正月に里子を親族にあわせたところ、実子にはお年玉をもらえたのに、里子にはもらえませんでした。里子のことは話してあったのですが、こういうこともあるんですね。里親は私たち夫婦がやっていることで、確かに親族は里親制度や社会的養護について、そこまで理解しているわけではありません。仕方ないのでしょうか。皆さんのところではどうしていますか。

**A1** うちはお年玉については実子と差はありませんでした。親戚は里子が増えるたびに年齢に応じた金額を包んでくれています。ただ入学

祝いは違いました。祖父母は実子・里子ともにくれたけれど、親戚からは実子のみでした。

**A2** 知り合いの元里子さんが「(受託当初に)実子はお年玉をもらえたのに自分はもらえなかった」と話をしているのを聞いたことがあります。後からもらえるようにはなったそうですが、

自立後も覚えているくらいなので「自分だけもらえなかった」ことはショックだったのだと思います。親族とはあらかじめ話し合っておく必要があるかもしれませんね。

**A3** うちを受託が1歳だったので、お年玉をもらうまでに考える時間がありました。親族には「どうしたらいいの」と聞かれたりしましたが、

祖母が「あげる」とスタンスを決めたら、他の親族もそれにならって結局実子と同じにもらっています。

### 次回の質問は

### 鬼がくるぞー

2歳児を最近受託しました。危険なことをやめさせるために「(それをすると)鬼がくるぞ～」とおどかしています。でもこういう方法はよくないのでしょうか。こわい思い出が残ってしまうのではと気になります。皆さんはどうしていますか。

『里親だより』は季刊で発行しています。本号では2019年5月から7月末までの動きをお知らせします。

### 全国里親会の動き

#### ◆里親会会長会議&研修会



▲ 研修会

6月28日(金)・29日(土)、東京都港区で里親会会長会議&研修会が開催されました。参加者は65人。

28日は、まず厚生労働省から法改正について行政説明。続いて有識者による「これからの社会的養育と里親制度について」と題したパネルディスカッション。そして、2019年度の事業計画説明。

29日は保険会社による里親保険の説明。厚生労働省から「里親を取り巻く制度の状況について」行政説明。上鹿渡和宏(早稲田大学教授)氏によるフォスタリングプログラムの説明。その後「これからの社会的養育と里親制度について」行政担当者と対談。「里親会のあり方」と題しての会長会議と、内容の濃い会議、研修会となりました。

#### ◆ブロック研修会



▲ 中国地区ブロック研修会

5月25日(土)～26日(日)、広島ビッグフロント・広島ガーデンパレス(広島市)にて、中国地区のブロック研修会が開かれました。

「育ち、育て、子どもたちと共に育つ里親を目指

して」をテーマに、初日は里親、元里親、里子、元里子、施設職員など関係者による体験発表、2日目は広島国際大学教授の岡本晴美氏の講演等が行われました。担当は広島県里親連合会、広島市里親会。

また、東海北陸地区ブロック研修会が6月15(土)・16日(日)、三重県で開催されました。255名が参加。三重県知事の鈴木英敬氏、桑名市長の伊藤徳宇氏が来賓として挨拶をされました。



▲ 東海北陸地区ブロック研修会

近畿地区ブロック研修会が6月23日(日)、和歌山県で開催されました。参加者は227名。



▲ 近畿地区ブロック研修会

関東甲信越静地区ブロック研修会が7月21日(日)、新潟県で開催されました。参加者は443名。



▲ 関東甲信越静地区ブロック研修会

全国里親会から、各研修会には河内会長と堀切事務局長が参加しました。また、助成金として開催地里親会へ(1日開催) / 100,000-・(2日開催) / 150,000-を助成しました。

### ◆委員会の動き

5月29日（水）、全国里親会事務局（東京都港区）で決算監査委員会が開かれました。また5月31日（金）には三田いきいきプラザ（東京都港区）にて第2回会長会議&研修委員会実行委員会、業務運営委員会、決算理事会が行われました。

### ◆定例評議員会

6月17日（月）、全国里親会の評議委員会が開催されました。平成30年度の事業報告・決算が承認され、6月30日（日）、内閣府に報告しました。

## 法律改正や厚生労働省、議連の動き

### ◆厚生労働省が「子ども間の性暴力」初調査

厚生労働省は児童養護施設や一時保護所、里親宅などの子ども間で起きる性暴力について初の調査を行いました。

性暴力が把握されたのは平成29年度中に732件、当事者になった子どもは1371人。厚生労働省は集計を解析し対策につなげていく、としています。

### ◆法改正の動き

子どもが実の親と離縁をし、別の家庭で養子となる特別養子縁組制度の対象を原則6歳未満から15歳未満に引き上げる改正民法が成立しました。

また、児童虐待防止法、児童福祉法の改正が成立

しました。児童相談所の体制強化や親の体罰禁止を盛り込んだ内容になっています。

### ◆議連などの動き

4月11日（木）、自民党の「児童の養護と未来を考える議員連盟」と超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」は合同勉強会を開催しました。ゲストは慎泰俊（しん・てじゅん）さん。議題は「社会的養護の概観と一時保護について」。

6月19日（水）、自民党の「児童の養護と未来を考える議員連盟」と超党派による「児童虐待から子どもを守る議員の会」が緊急会合を開催しました。テーマは「札幌市女兒虐待死事件について」。厚生労働省からの説明と奥山眞紀子氏（日本こども虐待防止学会理事長）による報告がありました。

## その他の動き

### ◆子どもの家庭養育推進官民協議会

5月30日（木）日本財団ビル（東京都港区）で、子どもの家庭養育推進官民協議会の総会が開催されました。第1部は「団体の新規加盟について」と昨年度事業報告、今年度事業計画、第2部では「子どものアドボカシー」の講演会とフォスタリングマーク制作者への表彰式などが行われました。

## ご寄付のお願い

皆様からのご寄付は、すべて「家庭養護を必要とする子ども」のために使わせていただいております。ご寄付をお願いします。

### 公益財団法人全国里親会の活動

①調査・研究、②「里親の育成」と「里親制度の普及啓発」、③里親家庭間の連絡調整、④関係機関団体との連絡調整、⑤相談指導、⑥災害被災里親家庭への支援、⑦その他

#### お振込の場合

振込先銀行：ゆうちょ銀行  
□座名義：公益財団法人全国里親会  
フリガナ：コウエキザイダンホウジン  
ゼンコクサトオヤカイ

①ゆうちょ銀行からお振込の場合  
□座番号：00160-4-565205

②ゆうちょ銀行以外の金融機関から  
お振込の場合  
店 名：〇一九  
（ゼロイチキュウ）店  
店 番：019  
預金種別：当座預金  
□座番号：0565205

#### クレジット決済の場合

当会のホームページからお手続き  
できます。

▶ <http://www.zensato.or.jp>  
※受領証、税額控除に係る証明  
書を必要な方は送付先を下記  
までご連絡下さい。

問合せ先

公益財団法人全国里親会

事務局 堀切・白土

〒107-0052 東京都港区赤坂9丁目1-7-857

TEL：03-3404-2024 FAX：03-3404-2034

e-mail：info@zensato.or.jp

## 国の給付型奨学金が充実してきました

高校生になったら早めに進学相談を。すでに進学した専門学校生、大学生も対象になります。

国の大学等奨学金事業が大幅に拡大しています。来年度に進学を希望している高校生については8月初旬で締め切られています（場合によっては申し込みの延長もあり得ます）が、すでに進学した人にも今後募集が開始されます。高校生の養育をしている里親の皆さん、早めに進路

の検討をしてください。

新制度は高校を窓口に行われますので、詳しいことは高校の先生にお聞きください。日本学生支援機構（JASSO）の奨学金申込専用サイト「スカラネット」で申し込みをします。

奨学金の概要

<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

申し込み（スカラネット）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/sukara.html>

## 新語チェック（社会的養護・子ども・若者・女性）

皆さんはどれだけ知っていますか。（木ノ内）

- ▶ **胎児虐待**（子どもの虐待だけでなく胎児についても虐待をなくそうとの動き）
- ▶ **虐待同調**（DVの被害者が子どもの虐待に加担すること。千葉県野田市の虐待死で障害ほう助罪に問われた母親の判決が出たが、検察の表現で「虐待同調」という言葉が使われた）
- ▶ **ホームスクール**（自宅学習のこと。不登校児はホームスクーラー。不登校問題を前向きにとらえる試み）
- ▶ **子ども向け実用書**（整理整頓、時間の使い方、伝わる話し方、友だちの作り方、マナーなど生活に必要な技術を指南する子ども向け実用書が相次いで出版されている。新しいジャンルを作るかも）
- ▶ **ふた語**（双子には2人だけで分かり合える言語があるらしいと話題になっている）
- ▶ **処分前カンファレンス**（児童虐待について、刑事処分前に検察、児相、警察などが加害者の指導や支援を含めた方向性を協議するもの。全国的に広がっている）
- ▶ **引き出し業者**（子どもの引きこもりに悩む親が契約して無理やり自宅から連れ出し軟禁状態にする事業者のこと）
- ▶ **急性内斜視**（短期間のうちに片方の目の瞳が内側に寄って左右の視線がずれて二重に見える。スマホの長時間使用が影響している）
- ▶ **パタハラ**（夫が育児休業から復帰直後に転勤を内示され退職したなどパタニティ（父性）ハラメントが話題になっている）
- ▶ **プレーバス**（都市部の小学生の8割が平日まったく外遊びをしないという調査結果。遊びの道具をつんだプレーバスを提案している）
- ▶ **キッズゾーン**（政府は保育園や幼稚園の周辺で車の交通規制を新設する方針）
- ▶ **おでかけ眼鏡**（闘病中の子どもに仮想現実映像で楽しんでもらうサービスが人気）

- ▶ **同意撤回制限**（特別養子縁組の改正法で実親の同意撤回に制限が設けられた。縁組に同意した実親は2週間したら同意を撤回できない）
- ▶ **新生児難聴**（難聴の早期発見に有効として国が推奨する新生児の難聴検査で、検査が必要と判断されても行政の支援のない自治体が多く問題になっている。早いうちに治す必要がある）
- ▶ **ラウンド制**（中高校の英語の授業で教科書を年4-5回繰り返して学習する方法が定着してきている）
- ▶ **ゴクトレ**（酷暑のなか子どもの脱水症対策として起床時や食事、おやつの時間、散歩や外遊びの前後などにしっかりと水を飲むトレーニングへの関心が高まっている）
- ▶ **プログラミング教育格差**（小学校や小規模自治体で導入の遅れが出ている。）
- ▶ **半日運動会**（熱中症対策や授業時間の確保を理由に運動会を午前中で切り上げる公立小学校が増えている。弁当がなく淋しいとの声も）
- ▶ **未完成婚**（夫と一度もセックスできずに悩む女性について医師の間で呼ばれている表現）
- ▶ **保育園カフェ**（保育園で子どもたちが食べている体にやさしい給食を一般に提供するカフェが人気）
- ▶ **分別の利益**（日本学生支援機構の奨学金で保証人には半額の支払い義務しかないのに全額請求し支払ったのは不当だとして提訴している）
- ▶ **うんちアプリ**（赤ちゃんの便を携帯電話のカメラで撮影して色を識別するだけで病気の早期発見につなげる試みが進んでいる）
- ▶ **ひととき融資**（ネット上で増えている。金を貸した見返りに性行為を要求するもの。「ひととき」の由来は「性行為でひとときを過ごすから」「人と木を組み合わせた<体>と引き換えに借りるから」などの説がある）
- ▶ **ドリンクタイム**（牛乳なしの米食給食が広がるなか、給食時間以外に牛乳を飲む時間をとる学校が増えている）
- ▶ **無園児**（北里大の調査。3歳を超えて未就園の子を調べた。貧困家庭、外国籍家庭の子どもが多かった）

# ● おすすめの本 ●

## 養子縁組の再会と交流のハンドブック —イギリスの実践から

リス・トリンダー、ジュリア・フィースト、デイビッド・ハウ 著  
白井千晶、吉田一史美、油井秀樹 訳 2019年5月発行 (樹生活書院 定価2,800円+税)



2004年にイギリスで発行された、養子が生みの親に会い交流するためのガイドブックです。すべてイギリスの事例ですが、日本人の私たちにとっても十分参考になる内容となっています。本書が誕生するきっかけは、縁組後のケアを担当してきたロンドンのある児童協会のグループでした。養子たちと共に長く活動を続けてきたこのグループは、生みの家族との再会を果たした養子たちに対し、大規模な調査研究を行い、その結果得られたものを専門家だけではなく、養子当事者のために生かすべく、著者のリス・トリンダー氏（自身も養子）らと共に本ガイドブックを作り上げました。

搜索と再会の方法論だけでなく、実際に再会した結果どうなったのか。養子当事者の視点を大切に、彼らの立場や思いを丁寧に扱い、尊重する姿勢が全編を通して貫かれているのが特徴です。内容は最初の三分の一が「生みの家族を搜索し再会する」ことについて。親探しを始める決断や、ふさわしい時期、始めるにあたっての心構えなどが書かれています。

す。次の三分の一が「生みの母や父、兄弟姉妹を探し面会する場合」についてです。母と初めて連絡を取るとき、初めて対面するとき、その後の交流がどのようなプロセスを踏むのか。また生みの父は母よりも情報が少ないこと、たいていは母の次に父を探すこと、兄弟姉妹は父母よりは気楽に交流が進みやすいことなどが当事者の体験談を元に紹介されています。最後の三分の一は「養親家族との関係」、「再会が失敗に終わる時」、「搜索と再会の道のりについて利益と課題」です。生みの家族の搜索と再会がスムーズに運ぶという点において、育ての家族との関係もとても重要なのだそうです。また数は少ないものの、再会を拒絶されるなど悲しい結果に終わることもあります。多くの事例を上げながら、プロセスのメリットとデメリットの両面を紹介し、再会は素晴らしいが、決して生易しいものではないこともしっかりと伝えていきます。

—— 船矢佳子

## 養子縁組を考えたら読む本～これから親になるあなたに知って欲しい20のこと

シェリー・エルドリッジ 著、ヘネシー澄子 監訳、石川桂子 訳 2019年5月20日発行  
明石書店 定価2,200円（税別）



この本は、1999年に出版された「Twenty Things Adopted Kids Wish Their Adoptive Parents Knew」の日本語訳版として今年5月に出版されました。ヘネシー澄子さんが監訳をしています。

著者は、養子として育った経験から、子どもの頃感じていた苦しさや、願いを20の言葉と解説で分かりやすく養子の子どもの気持ち表現しています。

それぞれの項目では、実際に起きたエピソードと共に当時の子どもが感じていることや、具体的な対処法なども紹介されています。

時として養親が理解できないような言動も、子どもにとっては大きな意味があるのかもしれないと気付かせてくれるストーリーばかりで、行動の裏側にある気持ちを理解するためのヒントがたくさん散りばめられています。

どの章も里親にとっては気になる内容ですが、項目ごとに解説されているので、気になったところから読んでもいいかもしれません。

「日本語版刊行に寄せて」は著者から、子どもを育てて

いる私たち親への愛とエールが詰まっています、とても心に残りました。まるで、現在育てている子どもからの未来のメッセージのようにも感じて、よし頑張るぞ！と勇気ができました。

なかでも特に紹介したいのは、子どもが友人や周囲の人からの不適切なコメントや質問を受けた時に、効果的にあしらう方法です。

養子縁組同様に、里親子においても親子関係を説明すること、特に出自に関する対応は悩むことが多いと思います。子ども一人に対応しなければいけない学校などでは、さらに困難を感じているのではないのでしょうか。

伝える必要を感じない人に対する接し方、切り抜ける方法については、いくつか例文も示されているので、とても参考になると思います。

それぞれの子どもの気持ちに添った答え方や、答えても良い人、そうでない人などの区別など、親子で話し合うための教材として活用できるのではないのでしょうか。

—— 齋藤直巨

**編集後記** ●『里親だより』121号をお届けします。忌憚のないご意見をいただければ、と思います。また、取り上げる話題についてもぜひご提案ください。(木ノ内) ●第1回目の会長研修にスタッフで参加しました。その際に全国の会長の皆様から、大変助けていただきました。ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。(船矢) ●義母の介護が終わると同時に、大切にしていた猫まで病気でなくしてしまいました。渦中の時は大変だったけど、一緒に暮らせる時間は宝物だったと感じています。(齋藤)

里親だより 第121号 発行日 令和元年8月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟  
編集人:鶴飼 一晴 編集:木ノ内 博道・船矢 佳子・齋藤 直巨 印刷所:株式会社あーす  
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 http://www.zensato.or.jp/ E-mail info@zensato.or.jp